

# 竹富町事業者サポート支援金について

## 竹富町事業者サポート支援金事業とは？

国・県による新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業者への支援金制度が対象外となった事業者への支援措置として、多様な事業形態で営む事業者や新規事業事業者に対し、事業継続を支え、再起の糧を支援するための支援金を給付します。

	給付対象A	給付対象者B
申請期間	令和3年11月8日（月）～令和3年12月17日（金）	
目的	新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者への支援措置として、国・県より様々な支援金制度が設けられているが、事業形態によっては要件を満たさず給付対象外となる場合がある。 本支援金では国・県・町からの要請等に協力しつつ、多様な事業形態で営む事業者に対しても幅広く給付し、事業の継続、立て直し等を支援する。	コロナ渦において新規開業した事業者は、前年度比での減少率が求められる国・県の支援金等の給付対象外となる場合がある。 本支援金では、 <b>R2年11月以降</b> 、新規事業を開業した事業者に対し、支援金を給付し、事業の継続等を支援する。
給付額	法人の場合 <b>30万円</b> 個人の場合 <b>15万円</b>	法人の場合 <b>30万円</b> 個人の場合 <b>15万円</b>
給付要件	①令和2年10月31日以前から本事業所が竹富町内に所在する事業者。 ※ここでいう事業者とは、確定申告の義務のある個人事業者（個人事業主、事業を行う自然人）及び、法人や団体を指し、事業とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことと定義する。  ②以下の「国・県の支援金、協力金等」を受給していないこと。 ■経済産業省「持続化給付金」・「一次支援金」・「月次支援金」 ■沖縄県感染拡大防止対策協力金「うちなーんちゅ応援プロジェクト」  ③令和3年4月～10月の期間のうち、最も売上減少している一月と、前年、もしくは、前々年同期比で30%以上減少した月があること。	①令和2年11月1日～令和3年9月30日までの間に本事業所を竹富町内で創業または開業した事業者。 ※ここでいう事業者とは、確定申告の義務のある個人事業者（個人事業主、事業を行う自然人）及び、法人や団体を指し、事業とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことと定義する。  ②以下の「国・県の支援金、協力金等」を受給していないこと。 ■経済産業省「持続化給付金」・「一次支援金」・「月次支援金」 ■沖縄県感染拡大防止対策協力金「うちなーんちゅ応援プロジェクト」  ③本事業所の代表者は、竹富町内に住所を有すること。
申請に必要な添付書類	①申請書 兼 請求書 ②本支援金事業に係る宣誓・同意書（「①」に同じ） ③令和01年分又は令和02年分確定申告の写し ※比較対象となる年の確定申告書 ※町民税申告書の場合は令和2年度分又は令和3年度分の写し ※申告種別によって以下のとおり、ご用意ください。 法人の方・・・法人事業概況説明書（月別売上高） 個人で青色申告の方・・・青色申告決算書（月別売上高） 個人で白色申告の方・・・月別売上方式を用いたい場合は売上台帳 個人で町民税申告の方・・・月別売上方式を用いたい場合は売上台帳 ④通帳の写し（表紙、見開き1,2ページ目） ⑤本人確認書類 ⑥令和3年4月～10月の比較対象月の売上台帳 ⑦各許可証または証明書の写し	①申請書 兼 請求書 ②本支援金事業に係る宣誓・同意書（「①」に同じ） ③令和02年分確定申告の写し（法人の場合、直近の法人税申告書別表一の写し） ※個人の場合、2021年1月以降開業の場合には不要。法人の場合、決算をまだ迎えていない場合は不要。 ④通帳の写し（表紙、見開き1,2ページ目） ⑤本人確認書類 ⑥開業届、または、許可が必要な事業の場合、その許可証など、対象期間内に開業（創業）されたことが分かるものの写し
国・県の支援金、協力金等	★下記のいずれかの支援金・協力金を受給した（予定を含む）ものは対象外とする。 経済産業省「月次支援金」・「一時支援金」・「持続化給付金」、 沖縄県感染拡大防止対策協力金「うちなーんちゅ応援プロジェクト」	
提出先	郵送の場合：〒907-8503 石垣市美崎町11番地1 竹富町役場 政策推進課 宛 窓口の場合：町内各出張所、竹富町役場政策推進課	
担当課	竹富町役場政策推進課（Tel:0980-83-0507・Mail：seisaku@town.taketomi.okinawa.jp）	

※他に追加資料の提供を  
求める場合がございます。